

議案第 5 5 号

向日市水道事業給水管理条例の一部改正について

向日市水道事業給水管理条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市水道事業給水管理条例の一部を改正する条例

向日市水道事業給水管理条例（平成 10 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
（工事の施行） 第 7 条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 16 条の 2 第 1 項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 及び 3 略	（工事の施行） 第 7 条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 16 条の 2 第 1 項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 2 及び 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。